

委提第4号

北本市議会基本条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年12月21日 提出

提出者 議会運営委員長 加藤 勝 明

北本市議会議長 工藤 日出夫 様

北本市議会基本条例の一部を改正する条例

北本市議会基本条例（平成29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「住民」を「市民」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

